

東京都板橋区ワンルーム形式集合建築物に関する指導要綱細則

(趣旨)

第1条 この細則は、東京都板橋区ワンルーム形式集合建築物に関する指導要綱（昭和60年6月7日60板建都第86号の1号。以下「要綱」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする

(用語)

第2条 この細則で使用する用語は、要綱で使用する用語の例による。

(計画書の様式)

第3条 要綱第5条に規定する計画書の様式は、別記第1号様式による。

(建築計画の変更)

第4条 建築主は、要綱第5条に定める計画書の提出後、その内容を変更しようとするときは、新たに同条に定める協議を行うとともに、計画書を提出するものとする。

(標識の様式)

第5条 要綱第6条に規定する標識の様式は、別記第2号様式による。

(標識の記載事項の変更)

第6条 建築主は、ワンルーム形式集合建築物の建築に係る計画を変更したときは、速やかに標識の当該記載事項を訂正しかつその旨を、区長に届け出なければならない。

(標識の設置又は変更届)

第7条 要綱第6条の規定による届出又は前条の規定による届出の様式は、別記第3号様式による。

(建築計画の周知の履行期限)

第8条 要綱第7条第1項の規定による近隣住民への周知は、標識を設置した日から10日以内に行わなければならない。

(周知又は説明すべき建築計画の内容)

第9条 要綱第7条第1項又は第2項の規定により周知又は説明すべきワンルーム形式集合建築物の建築に係る計画の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 敷地の形態及び規模、敷地内におけるワンルーム形式集合建築物の位置並びに付近の建築物の位置の概要
- (2) ワンルーム形式集合建築物の規模、構造及び用途
- (3) 工期、工法及び作業方法等
- (4) 工事による危害の防止等
- (5) 建築に伴って生ずる周辺の生活環境に及ぼす著しい影響及びその対策
- (6) 入居後の管理体制等

(説明会等の報告)

第10条 要綱第7条第3項の規定による説明会等の内容についての報告は、別記第4号様式による。

(管理者連絡先の表示)

第11条 要綱第9条第3号に規定する表示板は、次の各号に定めるところにより設置しなければならない。

- (1) 表示板の様式は、別記第5号様式による。
- (2) 表示板は、金属又は合成樹脂等破損しにくい材質を使用し、容易に剥離しない方法で取り付けること。

付 則（昭和60年6月7日決定）

この細則は、昭和60年8月1日から施行する。

付 則（昭和63年1月25日決定）

この一部改正は、昭和63年4月1日から施行する。